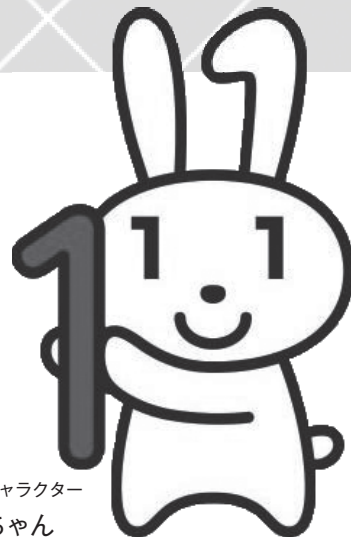


# マイナンバー制度が

社会保障・税番号制度

## 始まります

今年10月からあなたにもマイナンバー  
(個人番号)が通知されます。



マイナンバーキャラクター  
マイナちゃん

### Q.1

マイナンバーって  
なに？

A. 国民一人ひとりがつ12桁の番号です。マイナンバーは生涯にわたり使うものです。住所などが変わっても、マイナンバーは原則変わりませんので大切にしてください。

### Q.2

マイナンバーの  
メリットは？

#### ① 行政の効率化

手続きが正確で早くなる

#### ② 国民の利便性の 向上

面倒な手続きが簡単に

#### ③ 公平・公正な 社会の実現

給付金などの不正受給の防止

### Q.4 通知カードが届いたら？

1 中身を確認してください。

次の3つが入っているか確かめましょう。

- ①マイナンバーの「通知カード」
- ②「個人番号カード」申請書と返信用封筒
- ③説明書類

2 個人番号カードを申請しましょう  
(希望者のみ)

- ①郵送で申請  
個人番号カードの申請書にご自分の顔写真を貼り、返信用封筒に入れて郵便ポストへ。
- ②オンラインで申請  
スマートフォンで顔写真を撮影し、所定のフォームからオンラインで申請

3 個人番号カードを受け取ります

来年1月以降に市役所・総合支所窓口で受け取れます。個人番号カードの準備ができたら交付通知書をお送りしますので、交付通知書に記載された交付場所(本宮市役所または白沢総合支所)で受け取ってください。

初回は発行手数料が無料です！

### Q.3 通知カードはいつとどくの？

A. 今年10月以降、住民票の住所に世帯ごとに簡易書留で届きます。

- ※住民票の住所と異なるところにお住いの方は、下記の手続きが必要となる場合がありますのでご注意ください
- ※外国籍の方でも、住民票のある方には通知されます

#### 現在お住いの場所に通知カードを送付する方法

##### ～対象の方～

- 東日本大震災の被災者やドメスティック・バイオレンス、児童虐待などの被害者で住民地以外の場所にお住まいの方
- 医療機関や施設等に入院・入所が見込まれ、かつ住所地に誰も居住していない方
- その他やむを得ない理由により住所地で通知カードの送付を受けることができない方

##### ～申請書の提出～

『通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書』を記入し、8月24日から9月25日までの間に(郵送の場合は必着)住民票のある市区町村に提出してください。

申請書は、市役所市民課または白沢総合支所市民福祉課に備え付けています。市のHPからのダウンロードも可能です。

添付書類として次のものが必要となります。

- ・対象者の本人確認書類のコピー
- ・居所に居住することを証明する書類(公共料金の領収書など)のコピー
- ・代理権を証明する書類のコピー(代理人が申請する場合)
- ・代理人の本人確認書類のコピー(代理人が申請する場合)

## Q.5

### マイナンバーって どんなときに使うの？



#### 社会保障関係の手続き

年金、医療、介護、生活保護、児童手当など



#### 税務関係の手続き

税務署等に提出する書類への記載など



#### 災害対策に関する 手続き

被災者生活再建支援金の支給など

## Q.6

### 悪用されないか心配…

A. **ご安心ください!** 個人番号は、個人が特定されないように、住所地や生年月日などとの関係のない番号が割り当てられます。また、個人番号カードのICチップには所得情報などプライバシー性の高い個人情報は記録されません。**制度面、システム面でも安心・安全な仕組みです。**

### 1 制度面

- ・マイナンバーの収集・保管を禁止（法律の定めがある場合除く）
- ・マイナンバーを収集する際の本人確認の義務（なりすまし防止）
- ・特定個人情報保護委員会がマイナンバーの管理を監視・監督
- ・法律違反の罰則を強化

### 2 システム面

- ・個人情報の分散管理で芋づる式の情報漏えいを防止
- ・行政機関間での情報のやりとりでは、マイナンバーを使用しない
- ・アクセス者を制限・管理し、通信の暗号化
- ・平成29年1月からは、「情報提供等記録開示システム（マイナポータル）」で自分の個人情報をいつ、だれが、どのような目的で提供したのかを自分で確認できます



### 民間事業者の皆さんも、マイナンバーを取り扱います

#### 法人には法人番号が通知されます

平成27年10月から、法人には1法人1つの13桁の法人番号が指定され、登記上の所在地に通知されます。マイナンバーと異なり、法人番号はどなたでも自由に利用できます。平成28年1月以降、税や社会保障の手続きで従業員などのマイナンバーを記載する必要があります。

#### マイナンバーはこんな時に使います

- ・源泉徴収票の作成手続き
- ・健康保険・厚生年金・雇用保険の手続き
- ・証券会社や保険会社が行う、配当金や保険金等の支払い調書作成など

### 詳しく知りたい方は、マイナンバーコールセンターへ！

問い合わせ

コールセンター（全国共通ナビダイヤル）

**☎ 0570・20・0178**

平日9:30～17:30（土日祝・年末年始を除く）

※ナビダイヤルは通話料がかかります。  
※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。

問 市民課 市民窓口係 ☎24-5341

